

岡田事務所通信

令和 7 年 **9** 月号 (第 241 号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

北海道の最低賃金が 1075 円になります

現行時給で 1010 円となっていました北海道の最低賃金額が令和 7 年 10 月 4 日より 65 円引き上げられ、1075 円に改定されます。今年も昨年に引き続き大幅な増加改定となっております。最低賃金は時給額で決められていますが、給与を時給で支給する際だけではなく、日給、月給制等による支給の際にも時給換算し、原則全ての労働者に適用となります。ご不明な点等ありましたら、弊社までお問い合わせください。

○ 月給者参考：フルタイム労働者（月所定労働時間 173 時間の場合）

1,075 円（改定後最低賃金）×173 時間 = 185,975 円 以上の月給額の支払が必要となります。

※月所定労働時間数は、（365 日－年間休日数）×1 日の所定労働時間÷12 ヶ月で算出されます

建設アスベスト訴訟で和解 メーカー 7 社が 400 人に 52 億円支払

アスベスト（石綿）を吸って健康被害を負った建設作業員と遺族らが、アスベストを含む建材を扱った複数のメーカーに賠償を求めた二つの訴訟について、大規模な和解が東京高裁で成立しました。建材メーカー 7 社が 400 人の原告に約 52 億 3 千万円を支払うことになり、原告側によりますと、複数メーカーと原告との和解は初めてということです。メーカーは原則、敗訴の確定後に賠償金を支払っていましたが、このケースを受け、全国の同種訴訟でメーカーが和解に応じる可能性があります。

原告約 500 人のうち約 8 割の 400 人に和解金を支払うことになり、内装工や溶接工など幅広い職種の作業員に対する賠償が認められました。賠償責任はないとされたメーカーは、弔意や見舞いの意を表明します。一方、解体作業などをしていた原告約 50 人は和解対象にならず、東京高裁が今後、判決を言い渡す予定です。

人手不足感 運輸・建設は 7 割超え 時間外上限規制も影響か 帯広市

帯広市は、2024 年度の事業所雇用実態調査報告書をまとめました。市内の事業所で「従業員が少ない」と感じている割合は前年度比 0.9 ポイント増の 60.1%となりました。業種別では運輸・通信業と建設業で 7 割を超え、顕著となっています。コロナ禍明けの事業回復や退職者の未補充、働き方改革への対応などを背景に、人手不足感は幅広い業種で高水準が続いている状況です。

運輸と建設は 2024 年から時間外労働の上限規制が適用され、人手不足感が高まっている可能性があります。時間外労働の状況を見ると、両業種ともに昨年度に比べて減少しています。10 時間未満と回答した事業所の割合は運輸・通信が 31.3%（17.0 ポイント増）、建設が 46.3%（20.3 ポイント増）と増え、40 時間以上の割合は運輸・通信で 6.3%（22.3 ポイント減）と減少しました。

2023 年度に新たに設問に追加した外国人材の受け入れ状況では、前年度と同様、約 1 割の事業所で受け入れ実績がある一方、約 8 割が受け入れ予定はないと答えました。



- 三国峠（上士幌町） -

◆ ご存知ですか？ ◆

【 傷病手当金制度 】

傷病手当金（協会けんぽ）は、従業員が業務外の病気やけがで働けず、給与が受けられない場合に支給される制度です。支給要件は「業務外の傷病であること」「連続する3日間を含め4日以上仕事を休んでいること」「休業中に給与が支払われていないこと」の3点となります。（病院からの労務不能の証明が必要となります）支給額は、原則として休業前12か月の標準報酬月額額の2/3相当の日額で、最長1年6か月受け取ることができます。最近のがん治療中やメンタル不調等でもよく使われており、怪我や病気に対し、安心して療養に専念してもらうとともに、従業員の休業中の生活を支える大切な制度となっています。

事 務 所 よ り

8月もお盆を過ぎると、秋らしい気候を感じる時季になるのが以前の北海道の晩夏でしたが、最近は本州並みの残暑と思えるような暑い日もあり、年々気候が変わってきているのを感じます。それでも、朝晩の風はかなり涼しくなり、まだまだ猛暑が続く本州方面と比べると、過ごしやすい季節になってきました。十勝の秋は収穫の秋でもありますので、食欲の秋を満喫するとともに十勝の各地で開催される収穫祭や食のイベントも楽しみたいものですね。

ここ最近、「静かな退職」という言葉を耳にすることが増えてきましたが、一般的な「静かな退職」の定義は、「キャリアアップや昇進などを目指さずに必要最低限の仕事をこなす働き方」とされています。パーソルイノベーションが行った『『静かな退職』と副業の実態調査』の結果によりますと「静かな退職」という言葉に共感するかという質問に対しては、全体の72.7%が「非常に共感する」、「やや共感する」と回答し、年代別で見ると、新卒入社3～5年未満では89.5%と共感すると回答しており、若手社員においては仕事に対する意識が大きく変化していることが浮き彫りになっています。副業・兼業等を含めた多様な働き方が増え、人手不足の状況で転職がしやすいことも影響しているのではないかと考えられますが、会社側としては、組織における協調性の不足や生産性の停滞といった問題につながることもあり、喫緊の課題として、対策を進める必要があるかと思います。こういった社員に対し、「やる気がない社員」として、機械的に判断するのではなく、その背景にある原因を把握することが重要となります。

業 務 内 容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ 労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続

算定基礎届の提出により報酬月額に変更のある方は社会保険料額が9月分から改定となり、10月支給分の給与から控除する社会保険料額が変更になります。弊社で手続を行った事業所様には、控除額一覧表をお渡し致しますので新たな控除金額、控除時期等をご参照の上、お間違いのないように控除していただきますようお願い致します。

